

平成二十五年政令第四十二号

大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令

内閣は、大都市地域における特別区の設置に関する法律（平成二十四年法律第八十号）第七条第六項及び第十四条の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章 特別区の設置についての投票（第一条―第十二条）

第二章 特別区の設置があつた場合における特例（第十三条―第二十五条）

附則

第一章 特別区の設置についての投票

（特別区設置協議会による特別区設置協定書の要旨の送付）

第一条 特別区設置協議会は、大都市地域における特別区の設置に関する法律（以下「法」という。）第五条第六項の規定により関係市町村の長に特別区設置協定書を送付する場合においては、当該特別区設置協定書の要旨を作成し、併せてこれを送付しなければならない。

（関係市町村の長による特別区設置協定書等の送付等）

第二条 関係市町村の長は、法第五条第六項の規定により特別区設置協定書の送付を受けた場合においては、前条の規定により送付を受けた要旨と併せて、これを当該関係市町村の選挙管理委員会に送付しなければならない。

2 法第六条第三項の規定により通知を受けた選挙管理委員会は、前項の規定により送付を受けた特別区設置協定書の内容及び要旨を告示し、かつ、関係市町村の事務所その他適当な場所において、当該特別区設置協定書を公衆の閲覧に供し、及び投票所の入口その他公衆の見やすい場所を選び、当該要旨を掲示しなければならない。

（特別区の設置についての投票の期日）

第三条 全ての関係市町村の法第七条第一項の規定による投票は、同項に規定する期間内の同一の期日に行わなければならない。

2 特別区設置協議会は、法第六条第二項の規定により全ての関係市町村の長及び関係道府県の知事から当該関係市町村及び関係道府県の議会が特別区設置協定書を承認した旨の通知を受けたときは、関係市町村の数が一である場合を除き、直ちに基準日（同条第三項に規定する基準日をいう。次項及び第四項において同じ。）を関係道府県の選挙管理委員会に通知しなければならない。

3 関係市町村の数が一である場合を除き、全ての関係市町村の選挙管理委員会は、基準日から七日以内に、協議により第一項の投票の期日を定め、直ちに、関係道府県の選挙管理委員会に報告しなければならない。

4 前項の場合において、関係道府県の選挙管理委員会は、基準日から七日以内に同項の規定による報告がなかったときは、速やかに、第一項の投票の期日を定め、全ての関係市町村の選挙管理委員会に通知しなければならない。

5 法第七条第一項の規定による投票の期日は、少なくともその二十日前に告示しなければならない。

（特別区の設置についての投票の投票権等）

第四条 市町村の議会の議員及び長の選挙権を有する者は、法第七条第一項の規定による投票の投票権を有する。

2 法第七条第一項の規定による投票には、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）に規定する選挙人名簿を用いる。

（公職選挙法の規定のうち準用しないもの）

第五条 法第七条第六項の規定により同条第一項の規定による投票について公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定を準用する場合には、同法第一条から第四条まで、第五条の二から第五条の十まで、第二章、第十二条第一項、第二項及び第四項、第十三条から第十六条まで、第十八条第一項ただし書、第十九条第一項から第三項まで、第二十条から第三十条まで、第四章の二、第五章、第三十五条、第三十六条ただし書、第三十七条第三項及び第四項、第三十八条第三

項、第四十条第二項（市町村の議会の議員及び長の選挙以外の選挙に関する部分に限る。）、第四十一条の二第二項（選挙区に関する部分に限る。）及び第五項（同項の表次条第一項ただし書、第四十四条第一項、第四十五条第一項、第四十六条第一項から第三項まで、第四十六条の二第一項及び第四十八条第二項の項（同法第四十六条第二項及び第三項に係る部分に限る。）、第四百三十二条及び第四百六十五条の二の項及び第四百六十五条の十二第二項の項に係る部分に限る。）、第四百三十二条第三項、第四百六十六条第二項及び第三項、第四百六十六条の二第二項（同法第六十八条第一項第二号及び第五号、第八十六条の四並びに第二百二十六条に関する部分に限る。）及び第三項（公職の候補者に関する部分に限る。）、第四十八条の二第五項（同項の表第四十六条第一項から第三項まで及び前条第二項の項（同法第四十六条第二項及び第三項に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第四十九条第七項から第九項まで、第四十九条の二、第五十七條第二項、第六十一条第三項及び第四項、第六十二条第一項から第八項まで、第九項ただし書及び第十項、第六十八條第一項第二号、第三号、第五号及び第六号ただし書、第二項並びに第三項、第六十八條の二、第六十八條の三、第七十二條、第七十三條（同法第五十七條第二項に関する部分に限る。）、第七十五條第二項、第七十六條（同法第六十二條第一項から第七項まで、第九項ただし書及び第十項に関する部分に限る。）、第七十七條第二項、第八十條第三項、第八十一条、第八十四条後段、第八十六条から第八十六条まで、第七百八条、第十一章、第十二章、第二百九条から第八十四条まで、第四百三十六条の二第二項、第四百三十九条ただし書、第四百四十一条から第四百七十七條の二まで、第四百三十八條第二項及び第三項、第四百四十八條の二から第四百五十一條の二まで、第四百五十一條の五、第四百五十二条、第四百六十一条から第四百六十四條の五まで、第四百六十四條の七、第四百六十五条の二、第四百六十六條ただし書、第四百六十七條から第四百七十二條の二まで、第四百七十五條第一項ただし書及び第三項から第十項まで、第四百七十六條から第四百七十八條の三まで、第四百七十九條第一項及び第三項、第四百七十九條の二から第四百九十七條まで、第四百九十七條の二第二項から第五項まで、第四百九十九條の二から第四百九十九條の五まで、第十四章の二、第十四章の三、第二百四條、第二百五条第二項から第五項まで、第二百八条、第二百九条第二項、第二百九条の二から第二百一一条まで、第二百一十四條、第二百一十七條、第二百一十九條第二項、第二百二十條第二項、第三項後段及び第四項、第二百二十一條第三項、第二百二十二條第三項、第二百二十三條、第二百二十三條の二、第二百二十四條の二、第二百二十四條の三、第二百三十四條（同法第二百一十一條第三項、第二百二十二條第三項及び第二百二十三條の三、第二百三十五條、第二百三十五條の二第一号（同法第二百一十一條の十五に関する部分に限る。）、第二号及び第三号、第二百三十五條の三、第二百三十五條の四第二号、第二百三十五條の六、第二百三十六條第一項及び第二項、第二百三十六條の二、第二百三十八條の二、第二百三十九條第一項第二号及び第二項、第二百三十九條の二第一項、第二百四十條、第二百四十一條第一号、第二百四十二條、第二百四十三條第一項第二号から第九号まで及び第二項、第二百四十四條第一項第二号から第五号の二まで、第七号及び第八号並びに第二項、第二百四十五條から第二百四十七條まで、第二百四十九條の二から第二百四十九條の五まで、第二百五十條（同法第二百四十八條及び第二百四十九條に関する部分を除く。）、第二百五十一條から第二百五十二條の三まで、第二百五十三條の二から第二百五十四條の二まで、第二百五十五條第四項から第六項まで、第二百五十五條の二から第二百六十三條まで、第二百六十四條第二項から第四項まで、第二百六十五條の二から第二百六十三條まで、第二百六十九條後段、第二百六十九條の二、第二百七十条第一項ただし書、第二百七十一条から第二百七十一條の五まで並びに第二百七十五條の規定は、準用しない。

（公職選挙法を準用する場合の読替え）

第六条 法第七条第六項の規定により同条第一項の規定による投票に公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第五条 選挙に関する事務

大都市地域における特別区の設置に関する法律（平成二十四年

第八十条 第一項	選挙の選挙権	特別区の設置についての投票の投票権
	選挙長（衆議院比例代表選出議員若しくは参議院比例代表選出議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙における選挙長を除く。）又は選挙分会長	選挙長
第八十条 第二項	選挙会又は選挙分会	選挙会
	各公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。第三項において同じ。）、各衆議院名簿届出政党等又は各参議院名簿届出政党等の得票総数（各参議院名簿届出政党等の得票総数にあつては、当該参議院名簿届出政党等に係る各参議院名簿登載者（当該選挙の期日において公職の候補者たる者に限る。）の得票総数を含むものをいう。第三項において同じ。）	賛成又は反対の投票のそれぞれの総数
第八十条 第三項	各公職の候補者の得票総数	賛成又は反対の投票のそれぞれの総数
第八十三 条第二項	書類（衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては第八十三 条第一項の規定による報告に関する書類、参議院比例 代表選出議員の選挙にあつては同条第四項において準用 する同条第一項の規定による報告に関する書類、参議院 合同選挙区選挙にあつては同条第五項において準用する 同条第一項の規定による報告に関する書類）	書類
	当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（衆議 院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙 の選挙会に関するものについては中央選挙管理会、参議 院合同選挙区選挙の選挙会に関するものについては当該 選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理 委員会、選挙分会に関するものについては当該都道府県 の選挙管理委員会）	市町村の選挙管理委員会
第八十三 条第三項	当該選挙に係る議員又は長の任期間	特別区の設置についての投票の結果が確定するまでの間
	当該選挙に関する事務を管理する	市町村の
第七十七 条	選挙若しくは当選	特別区の設置についての投票の結果が確定するまでの間
	若しくは第二百十条第一項の規定による訴訟が提起され なかつたこと、当該訴訟についての訴えを却下し若しくは は訴状を却下する裁判が確定したこと若しくは当該訴訟 が取り下げられたことにより当選が無効となつたとき又は は第二百五十一条の規定により当選が無効となつたとき は、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（衆 議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選 挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙に	は、市町村の選挙管理委員会
第百三十 五条、第 百三十六 条、第百 三十六条 の二第一 項及び第 百三十七 条から第 百三十七 条の三ま で	選挙運動	選挙運動
	特定の候補者の氏名若しくは政党その他の政治団体の名称 選挙に關し、公職に就くべき者（衆議院比例代表選出議員特別区の設置についての投票に 就くべき者又はその数、参議院比例代表選出議員の選挙賛否 にあつては政党その他の政治団体に係る公職に就くべき 者又はその数若しくは公職に就くべき順位）	特別区の設置についての賛否
第百三十 九条及び 第百四十 条	選挙運動	投票運動
	場合並びに午前八時から午後八時までの間に限り、次条 の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船 舶の上においてする場合	、投票運動 場合
第百四十 条の二第 二項	選挙運動	投票運動
	選挙運動	投票運動
第百四十 条第一項 及び第百 五十一 条の三	選挙の公正	特別区の設置についての投票の公正
	選挙運動	投票運動
第百六十 四条の六 及び第百 六十六 条	選挙運動	投票運動
	選挙運動	投票運動

第百七十各選挙につき、その選挙の当日、衆議院（比例代表選出）特別区の設置についての投票の 票の選挙にあつては投票所内の投票の記載をする場所当日、 衆議院名簿届出政党等の名称及び略称の掲示並びに投票所内のその他の適当な箇所に衆議院名簿届出政党等の名称及び略称並びに衆議院名簿登載者の氏名及び当選人となるべき順位の掲示を、参議院（比例代表選出）議員の選挙にあつては投票所内の投票の記載をする場所その他適当な箇所に参議院名簿届出政党等の名称及び略称並びに参議院名簿登載者の氏名（第八十六条の三第一項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されている者である参議院名簿登載者にあつては、氏名及び当選人となるべき順位。次項において同じ。）の掲示を、その他の選挙にあつては	特別区の設置についての投票の 票の選挙にあつては投票所内の投票の記載をする場所当日、 衆議院名簿届出政党等の名称及び略称の掲示並びに投票所内のその他の適当な箇所に衆議院名簿届出政党等の名称及び略称並びに衆議院名簿登載者の氏名及び当選人となるべき順位の掲示を、参議院（比例代表選出）議員の選挙にあつては投票所内の投票の記載をする場所その他適当な箇所に参議院名簿届出政党等の名称及び略称並びに参議院名簿登載者の氏名（第八十六条の三第一項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されている者である参議院名簿登載者にあつては、氏名及び当選人となるべき順位。次項において同じ。）の掲示を、その他の選挙にあつては	公職の候補者の氏名及び党派別（衆議院小選挙区選出議員の選挙にあつては、当該候補者に係る候補者届出政党の名称。以下この条において同じ。） おいて、大都市地域における特別区の設置に関する法律第四条に規定する特別区設置協定書」という。）を閲覧に供し、及びその要旨	第百七十各選挙（当該市町村の全部又は一部の区域が含まれる区域を区域として行われるものに限る。）につき、当該選挙期日の期日の公示又は 当該期日の前日	衆議院（比例代表選出）議員の選挙にあつては衆議院において、特別区設置協定書を閲覧に供し、及びその要旨 特別区の設置についての投票	選挙運動（衆議院小選挙区選出議員の選挙において候補者届出政党が行うもの及び参議院比例代表選出議員の選挙において参議院名簿届出政党等が行うものを除く。以下この項及び次項において同じ。） 投票運動 市町村の選挙管理委員会	選挙運動の 投票運動の 市町村の選挙管理委員会	当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会） 特別区の設置についての投票	地方公共団体の議会の議員及び長の選挙 その特別区の設置についての投票	その選挙 票
---	---	---	--	---	--	-------------------------------	---	---------------------------------------	-----------

選挙人又は公職の候補者 当該選挙の 票の 市町村の 特別区の設置についての投票	選挙人又は公職の候補者 当該選挙に関する事務を管理する 地方公共団体の議会の議員又は長の選挙 当選 特別区の設置についての投票における賛否の結果 選挙人	当該選挙に関する事務を管理する 地方公共団体の議会の議員及び長の当選 当選 選挙人又は公職の候補者 第百一条の三第二項又は第百六条第二項の規定による告示の日 大都市地域における特別区の設置に関する法律第七項前段の規定による公表の日 市町村の 特別区の設置についての投票における賛否の結果 特別区の設置についての投票における賛否の結果 選挙人	その選挙 票 から第二十七条まで	第四十五項及び第二項 及び第四十四条 公職選挙法 大都市地域における特別区の設置に関する法律（平成二十四年法律第八十号）第七項第六項において準用する公職選挙法（昭和二十五年法律第百号） 第二十五項第七項中「とき、又は審理員から第四十條に規定する執行停止をすべき旨の意見書が提出されたとき」とあるのは「とき」と、同法第三十條第三項から第二十七條まで	第三十條第三項 第二十五項第七項中「とき、又は審理員から第四十條に規定する執行停止をすべき旨の意見書が提出されたとき」とあるのは「とき」と、同法第三十條第三項から第二十七條まで	第四十五項及び第二項 及び第四十四条 公職選挙法 大都市地域における特別区の設置に関する法律（平成二十四年法律第八十号）第七項第六項に	市町村の 大都市地域における特別区の設置に関する法律（平成二十四年法律第八十号）第七項第六項に
---	---	---	------------------------	---	---	--	--

	第二十九条第一項中	において準用する公職選挙法（昭和二十五年法律第百号） 第二十五条第七項中「とき、又は審理員から第四十条に規定する執行停止をすべき旨の意見書が提出されたとき」とあるのは「とき」と、同法第二十九条第一項中 及び第三十四条
第二百十、第二十五条から第二十九条まで、第三十一条及び第三九条第二十四条	選挙の効力	特別区の設置についての投票の効力
第二百七条若しくは第二百八条	選挙における当選	第二百七条 特別区の設置についての投票における賛否の結果
請求、第二十十条第二項の規定により公職の候補者であつた者の当選の効力を争う数個の請求、第二十一条の規定により公職の候補者等であつた者の当選の効力若しくは立候補の資格を争う数個の請求	当選	賛成又は反対の投票
第十二条第一項及び第二号	選挙運動者	投票運動者
第十二条第一項第三号	選挙運動を 選挙運動者	投票運動を 投票運動者
第十二条第一項第五号	選挙運動者	投票運動者
第二百二条第十一号	選挙長若しくは選挙分会長	選挙長
第二百二条第二項	選挙事務	特別区の設置についての投票の事務
第二百二条第十一项第一号及び第二号	選挙に関し 公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者のため多数の	特別区の設置についての投票に 関し 多数の
選挙運動者	投票運動者	投票運動者

[illegible]

(公職選挙法施行令の準用)

第八条 公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第九条の二、第十条の二第一項及び第三項から第五項まで、第二十二條の二、第二十四條第一項及び第二項、第二十五条から第二十六条の三から第二十六条の四（市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。）、第二十七條の五から第二十八条まで、第三十一条から第三十四条まで、第三十五条第一項（市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。）及び第三十二條、第三十六條、第三十七條、第三十九条から第四十四条まで、第四十四條の二（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）、第四十五條、第四十六條第四項、第四十八條第四項、第四章の二（第四十八條の三（同条の表第四十九條の五の二）を除く。）、第九十三條第一項の項及び第百四条の項に係る部分に限る。）並びに第四十九條第十二項、第十三項及び第六項から第八項までを除く。）、第四十九條の三、第四章の四（第四十九條の十二、第十三項、第十四項及び第六項から第八項までを除く。）、第五十條（第十五項及び第七項を除く。）、第五十一條、第五十二條、第五十三條第一項（市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。）、及び第二項から第四項まで、第五十四條、第五十五條（第六項及び第七項に係る部分を除く。）、第五十六條から第五十八條まで、第五十九條の二、第五十九條の三の二第一項、第五十九條の四第一項及び第二項、同条第四項（市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。）、第五十九條の五から第五十九條の五の三まで、第五十九條の五の四第一項、第二項、第四項及び第五項、同条第六項及び第七項（これらの規定中市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。）並びに第八項から第十五項まで、第六十條、第六十一條第一項（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）、第二項及び第三項、同条第五項（同条第四項に関する部分を除く。）、第六十二條第一項、第六十三條第一項及び第二項、同条第三項（公職選挙法第四十九條第七項）から第九項までの規定による投票に関する部分を除く。）、及び第四項、第六十四條、第六十五條、第六十六條第二項、第六十七條第一項、第二項、第五項及び第六項、第六十八條、第七十條の二、第七十一條から第七十三條まで、第七十四條から第七十六條まで（これらの規定中市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。）、第七十七條第一項及び第三項、第七十八條第四項、第八十條及び第八十一條（これらの規定中市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。）、第八十三條の二から第八十四條まで、第八十五條（市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。）、第八十六條第一項、第八十七條第一項（市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。）、第八十五條の四、第二百二十九條第一項、第二百二十九條の八、第二百三十一條（第一項後段を除く。）、第二百四十一條の二第二項、第二百四十一條の三、第二百四十二條第二項（同法第四十九條第七項から第九項までの規定による投票に関する部分を除く。）、及び第二百四十二條の二（第二項第十一号及び第十二号に係る部分を除く。）、第二百四十二條の三、第二百四十五條並びに別表第一の規定は、法第七条第一項の規定による投票について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

第二十その抄本を用いて選舉された衆議院議員、參議院議員又は地方公
一条の共団体の議会の議員若しくは長の任期間

(平成二十四年法律第八十号) 第七条第一項の規定による同法第二条第三項に規定する特別区の設

第四十公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。）の 一条第氏名若しくは衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党 等の名称若しくは略称又は公職の候補者に対して	置についての投票（以下 「特別区の設置について の投票」という。）の結 果が確定するまでの間 賛否又は
第四十 書類（当該選挙 五 当該選挙に係る衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議会 の議員若しくは長の任期間（当該選挙に用いなかった投票用紙に あつては、次の各号に掲げる選挙の区分に応じ、当該各号に定め る期間）	書類（特別区の設置につ いての投票 特別区の設置についての 投票の結果が確定するま での間
第五十 選挙の期日の公示又は 六 選挙の期日の前日	特別区の設置についての 投票の期日の 当該期日の前日
第五十 当該選挙の公職の候補者一人の氏名（衆議院比例代表選出議員の 選挙にあつては一の衆議院名簿届出政党等の法第八十六条の二第 一項の規定による届出に係る名称又は略称、参議院比例代表選出 議員の選挙にあつては公職の候補者たる参議院名簿登載者一人の 氏名又は一の参議院名簿届出政党等の法第八十六条の三第一項の 規定による届出に係る名称若しくは略称。次項及び第四項におい て同じ。）	賛否
第五十 当該選挙の公職の候補者一人の氏名 六 選挙の期日の前日	賛否
第五十 公職の候補者一人の氏名 四 選挙の期日の前日	賛否
第五十 公職の候補者の氏名（衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては賛 否 出に係る名称又は略称、参議院比例代表選出議員の選挙にあつて は公職の候補者たる参議院名簿登載者の氏名又は参議院名簿届出 政党等の法第八十六条の三第一項の規定による届出に係る名称若 しくは略称）	賛否
第五十 選挙の期日の公示又は 九 特別区の設置についての 投票の期日の	特別区の設置についての 投票の期日の
五 当該選挙の公職の候補者一人の氏名（衆議院比例代表選出議員の 選挙にあつては一の衆議院名簿届出政党等の法第八十六条の二第 一項の規定による届出に係る名称又は略称、参議院比例代表選出 議員の選挙にあつては公職の候補者たる参議院名簿登載者一人の 氏名又は一の参議院名簿届出政党等の法第八十六条の三第一項の 規定による届出に係る名称若しくは略称。次条において同じ。）	賛否

第五十 公職の候補者一人の氏名 九 特別区の設置についての 投票の期日の	賛否
第六十 当該選挙 六 指定都市の議会の議員及 び長	指定都市の議会の議員及 び長
第六十 当該選挙 七 市町村の議会の議員及 び長	市町村の議会の議員及 び長
第六十 当該選挙 七 指定都市の議会の議員及 び長	指定都市の議会の議員及 び長
第六十 市町村又は都道府県 八 市町村	市町村
第六十六 若しくは前条第一項、第三項若しくは第五項 八 第六十六 若しくは前条第二項若しく は前条第一項若しくは第 五項	第六十六 若しくは前条第二項若しく は前条第一項若しくは第 五項
第七十 法第六十二 条第二項若しくは第四項の規定により開票立会人が定 まらなかつた場合又は同条第八項若しくは第九項 第一項	第七十 法第六十二 条第二項若しくは第四項の規定により開票立会人が定 まらなかつた場合又は同条第八項若しくは第九項 第一項
第七十 同一の公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。） 及び同一の衆議院名簿届出政党等又は同一の参議院名簿届出政 党等の得票数（参議院名簿届出政党等の得票数にあつては、当該 参議院名簿届出政党等に係る各参議院名簿登載者（当該選挙の期 日において公職の候補者たる者に限る。）の得票数を含むものを いう。）	第七十 同一の公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。） 及び同一の衆議院名簿届出政党等又は同一の参議院名簿届出政 党等の得票数（参議院名簿届出政党等の得票数にあつては、当該 参議院名簿届出政党等に係る各参議院名簿登載者（当該選挙の期 日において公職の候補者たる者に限る。）の得票数を含むものを いう。）
第七十 各公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。） 各衆議院名簿届出政党等又は各参議院名簿届出政党等の得票数 （各参議院名簿届出政党等の得票数にあつては、当該参議院名簿 届出政党等に係る各参議院名簿登載者（当該選挙の期日において 公職の候補者たる者に限る。）の得票数を含むものをいう。）	第七十 各公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。） 各衆議院名簿届出政党等又は各参議院名簿届出政党等の得票数 （各参議院名簿届出政党等の得票数にあつては、当該参議院名簿 届出政党等に係る各参議院名簿登載者（当該選挙の期日において 公職の候補者たる者に限る。）の得票数を含むものをいう。）

（特別区を包括する道府県における特別区の設置についての投票への準用）

第十二条 前各条（第三条第一項から第四項までを除く。）の規定は、法第十三条第一項において準用する法第七条第一項の規定による投票について準用する。この場合において、第一条中「関係市町村」とあるのは「特定市町村（法第十三条第一項において読み替えて準用する法第四条第一項に規定する特定市町村をいう。以下同じ。）」と、第二条中「関係市町村」とあるのは「特定市町村」と、第六条の表中「第七条第一項の規定による同法第二条第三項に規定する特別区の設置（以下「特別区の設置」という。）についての投票」とあるのは「第十三条第一項において準用する同法第七条第一項の規定による投票」と、「第七条第六項」とあるのは「第十三条第一項において準用する同法第七条第六項」と、「第七条第五項前段」とあるのは「第十三条第一項において準用する同法第七条第五項前段」と、第七條中「関係市町村」とあるのは「特定市町村」と、第八条の表中「第七条第一項の規定による同法第二条第三項に規定する特別区の設置についての投票」とあるのは「第十三条第一項において準用する同法第七条第一項の規定による投票」と、「第七条第六項」とあるのは「第十三条第一項において準用する同法第七条第六項」と、「第十三条第一項において準用する同法第七条第六項」とあるのは「第十三条第一項において準用する同法第七条第六項」と、「大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令第七条第一項」とあるのは「大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令第十二条において準用する同令第七条第一項」と、第九条第一項中「関係市町村」とあるのは「特定市町村」と、第十条中「関係道府県の知事」とあるのは「特定道府県（法第十三条第一項において読み替えて準用する法第四条第一項に規定する特定道府県をいう。）の知事」と、「当該関係道府県」とあるのは「当該特定道府県」と、「全ての関係市町村」とあるのは「特定市町村」と、前条の表中「第七条第三項」とあるのは「第十三条第一項において準用する同法第七条第三項」と、「第三条第五項」とあるのは「第十二条において準用する同令第三条第五項」と、「第九条第一項」とあるのは「第十三条第一項」とあるのは「第十三条第一項において準用する同令第九条第一項」と、「第七条第一項」とあるのは「第十三条第一項において準用する同法第七条第一項」と読み替えるものとする。

第二章 特別区の設置があつた場合における特例

（職務執行者の選任）

第十三条 法第二条第三項に規定する特別区の設置（第二十五条を除き、以下「特別区の設置」という。）があつた場合においては、従来当該特別区の地域に属していた関係市町村（以下「旧所属市町村」という。）の長であつた者（地方自治法第五十二条又は第二百五十二条の十七の八第一項の規定により旧所属市町村の長の職務を代理し又は行つた者であつた者を含む。以下「旧所属市町村の長であつた者」という。）が、当該特別区の区長が選挙されるまでの間、その職務を行う。

2 前項の場合において旧所属市町村が二以上あるときは、旧所属市町村の長であつた者のうちからその協議により定めた者が当該特別区の区長の職務を行う。

3 前項の場合において協議が調わないときは、関係道府県の知事は、旧所属市町村の長であつた者のうちから当該特別区の区長の職務を行うべき者を定めなければならない。

（暫定予算の調製等）

第十四条 特別区の設置があつた場合においては、前条の規定により当該特別区の区長の職務を行う者（以下「職務執行者」という。）は、予算が議会の議決を経て成立するまでの間、必要な収支につき暫定予算を調製し、執行するものとする。

（条例等に関する暫定措置）

第十五条 特別区の設置があつた場合においては、職務執行者は、必要な事項につき条例又は規則が制定施行されるまでの間、従来その地域に施行された条例又は規則を当該特別区の条例又は規則として当該地域に引き続き施行することができる。

（選挙管理委員の選任）

第十六条 特別区の設置があつた場合においては、当該特別区選挙管理委員は、議会において選挙されるまでの間、旧所属市町村の選挙管理委員であつた者をもって充てるものとする。

2 前項の場合において旧所属市町村が二以上あるときは、旧所属市町村の選挙管理委員であつた者の互選により定めた者をもってこれに充てるものとする。

3 前二項の場合において、旧所属市町村の選挙管理委員であつた者の数が当該特別区の選挙管理委員の定数に満たないときは、職務執行者において、旧所属市町村の選挙管理委員の補充員であつた者（補充員であつた者がいないときは、当該特別区の議会の議員及び長の選挙権を有する者）のうちから選任した者をもってその不足する数の選挙管理委員に充てるものとする。

4 第二項の規定による互選を行うべき場所及び日時は、職務執行者において、あらかじめ関係人に通知しなければならない。

（特別区の議会の議員の選挙区及び定数に関する特例）

第十七条 特別区設置協議会は、特別区設置協定書に、法第五条第一項第八号に掲げる事項として、特別区の議会の議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の定数を定めることができる。

2 関係市町村は、前項の規定により特別区設置協定書に特別区の議会の議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の定数が定められた場合において、法第九条第二項の規定による告示があつたときは、直ちにこれらを告示しなければならない。

3 前項の規定により告示された特別区の議会の議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の定数は、当該特別区の条例により設けられ、及び定められたものとみなす。

（財産処分）

第十八条 特別区の設置があつた場合において必要となる関係市町村及び関係道府県の財産処分については、特別区設置協定書の定めるところによる。

（事務の承継）

第十九条 特別区の設置があつた場合においては、従来その地域において旧所属市町村が処理していた事務は、法律若しくはこれに基づく政令又は特別区設置協定書の定めるところにより当該特別区又はこれを包括する道府県が承継し、従来その地域において関係道府県が処理していた事務の一部は、法律若しくはこれに基づく政令又は特別区設置協定書の定めるところにより当該特別区が承継する。

（決算の処理）

第二十条 前条の場合において、旧所属市町村の収支は、その廃止の日をもって打ち切り、旧所属市町村の長であつた者が決算する。

2 前項の規定による決算は、前条の規定により事務を承継した特別区の区長又は同条の規定により事務を承継した道府県の知事において監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会の認定に付さなければならない。

3 前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。

4 第二項の特別区の区長又は道府県の知事は、同項の規定により議会の認定に付した決算の要領を住民に公表しなければならない。

5 二項の特別区の区長又は道府県の知事は、同項の規定による決算の認定に関する議案が否決された場合において、当該議決を踏まえて必要と認める措置を講じたときは、速やかに、当該措置の内容を議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

（事務の引継ぎ）

第二十一条 特別区の設置があつた場合において、旧所属市町村の長であつた者及び関係道府県の知事は、当該特別区の設置の日から二十日以内に、その担任する事務を、第十九条の規定により当該事務を承継した特別区の区長若しくは職務執行者又は同条の規定により事務を承継した道府県の知事に引き継がなければならない。

2 前項の場合において、特別の事情によりその担任する事務を特別区の区長若しくは職務執行者又は当該特別区を包括する道府県の知事に引き継ぐことができないときは、これを地方自治法第五十二条の規定により当該特別区の区長若しくは職務執行者又は当該道府県の知事の職務を代理すべき職員（以下この項において「職務を代理すべき職員」という。）に引き継がなければならない。この場合においては、当該事務を引き継いだ職務を代理すべき職員は、当該特別区の区長若しくは職務執行者又は当該道府県の知事に当該事務を引き継ぐことができるようになったと

きは、直ちにこれを当該特別区の区長若しくは職務執行者又は当該道府県の知事に引き継がなければならない。

3 前二項の規定により旧所属市町村の長であつた者及び関係道府県の知事の担任する事務の引継ぎを受けた職務執行者は、当該特別区の区長が選挙されたときは、直ちにこれを当該特別区の区長に引き継がなければならない。

第二十二條 前条第一項及び第二項の規定による事務の引継ぎの場合においては、旧所属市町村の長であつた者又は関係道府県の知事は、書類、帳簿及び財産目録を調製し、処分未了若しくは未着手の事項又は将来企画すべき事項については、その処理の順序及び方法並びにこれに対する意見を記載しなければならない。

2 前項の規定により調製すべき書類、帳簿及び財産の目録は、現に調製してある目録又は台帳により引継ぎをする時の現況を確認することができる場合においては、その目録又は台帳をもって代えることができる。

(特別区が新たに設置された場合の人口の告示)

第二十三條 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第七十六条第一項(第二号を除く。)及び第七十七条第一項(第三号及び第四号を除く。)の規定は、特別区の設置があつた場合について準用する。

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令の特例)

第二十四條 特別区の設置があつた場合における地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令(昭和三十一年政令第二百一十一号)第十九条第一項及び第二十一条の規定の適用については、同令第十九条第一項中「地方自治法施行令第一条の二」とあるのは「大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令(平成二十五年政令第四十二号)第十三条」と、同令第二十一条第一項中「市町村に係るものを、二十日以内に当該市町村の教育委員会に」とあるのは「特別区に係るものについては当該特別区の教育委員会に、当該特別区を包括する道府県に係るものについては当該道府県の教育委員会に、二十日以内に」とする。

(特別区を包括する道府県における特別区の設置への準用)

第二十五條 第十三条第一項、第十四条、第十五条、第十六条第一項及び第三項並びに第十七条から前条までの規定は、法第十三条第一項の規定による特別区を包括する道府県の区域内における当該特別区に隣接する一の市町村の区域の全部による二以上の特別区の設置について準用する。この場合において、第十三条第一項中「関係市町村」とあるのは「特定市町村(法第十三条第一項において読み替えて準用する法第四条第一項に規定する特定市町村をいう。以下同じ。)」と、第十七条第二項中「関係市町村」とあるのは「特定市町村」と、第十八条中「関係市町村及び関係道府県」とあるのは「特定市町村及び特定道府県(法第十三条第一項において読み替えて準用する法第四条第一項に規定する特定道府県をいう。以下同じ。)」と、第十九条、第二十一条第一項及び第三項並びに第二十二条第一項中「関係道府県」とあるのは「特定道府県」と、第二十三条中「第三号」とあるのは「第一号、第三号」と読み替えるものとする。

2 第十三条第一項、第十四条、第十五条、第十六条第一項及び第三項並びに第十七条から前条までの規定は、法第十三条第二項の規定による特別区を包括する道府県の区域内における当該特別区に隣接する一の市町村の区域の全部による一の特別区の設置について準用する。この場合において、第十三条第一項中「関係市町村」とあるのは「特定市町村(法第十三条第二項において読み替えて準用する法第四条第一項に規定する特定市町村をいう。以下同じ。)」と、第十七条第二項中「関係市町村」とあるのは「特定市町村」と、第十八条中「関係市町村及び関係道府県」とあるのは「特定市町村及び特定道府県(法第十三条第二項において読み替えて準用する法第四条第一項に規定する特定道府県をいう。以下同じ。)」と、第十九条、第二十一条第一項及び第三項並びに第二十二条第一項中「関係道府県」とあるのは「特定道府県」と、第二十三条中「第三号」とあるのは「第一号、第三号」と読み替えるものとする。

附 則

この政令は、法(第四条から第六条までの規定を除く。)の施行の日(平成二十五年三月一日)から施行する。

附 則 (平成二五年五月三一日政令第一五九号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附 則 (平成二七年一月三〇日政令第三〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、地方自治法の一部を改正する法律(次条において「改正法」という。)の施行の日(平成二十八年四月一日)から施行する。

附 則 (平成二七年二月四日政令第三八号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成二七年一〇月三〇日政令第三六七号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、公職選挙法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附 則 (平成二七年一二月二六日政令第三九二号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、行政不服審査法の施行の日(平成二十八年四月一日)から施行する。

(経過措置の原則)

第二条 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの政令の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの政令の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

(大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置)

第六条 第十七条の規定による改正後の大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令第六条及び第八条の規定は、施行日以後にその期日を告示される大都市地域における特別区の設置に関する法律(平成二十四年法律第八十号)第七条第一項の規定による投票(以下この条において「特別区の設置についての投票」という。)に係る不服申立てについて適用し、施行日前にその期日を告示された特別区の設置についての投票に係る不服申立てについては、なお従前の例による。

附 則 (平成二八年五月二七日政令第二七号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、公職選挙法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第四十三号)の施行の日から施行する。

附 則 (平成二九年四月七日政令第一三一号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、公職選挙法の一部を改正する法律(平成二十八年法律第二十五号)及び公職選挙法の一部を改正する法律(平成二十八年法律第九十三号)の施行の日(平成二十九年四月十日)から施行する。

附 則 (平成二九年七月一四日政令第一九〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律(平成二十八年法律第四十九号)附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

(適用区分)

第二条

2 新令の規定(新令第二条第一項、別表第三及び別表第五の規定を除く。)、次条の規定による改正後の地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)の規定、附則第四条の規定による改正後の最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第二百二十二号)第十一条の規定、附則第五条の規定による改正後の漁業法施行令(昭和二十五年政令第三十号)第九条及び第二十三条

の規定、附則第六条の規定による改正後の市町村の合併の特例に関する法律施行令（平成十七年政令第五十五号）第二十一条第一項及び第二十二條の規定、附則第七条の規定による改正後の日本国憲法の改正手続に関する法律施行令（平成二十二年政令第三百三十五号）の規定並びに附則第八条の規定による改正後の大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令（平成二十五年政令第四十二号）第七条第一項及び第八条の規定は、施行日以後その期日を公示され又は告示される選挙、投票又は審査について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙、投票又は審査については、なお従前の例による。

附 則 （平成三〇年三月三〇日政令第九二号） 抄

（施行期日）

1 この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

3 （大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）
第五条の規定による改正後の大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令第二十条第五項の規定は、施行日以後に大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令第二十条第二項の規定による決算の認定に関する議案が否決される場合について適用する。

附 則 （平成三〇年一〇月二四日政令第二九九号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、公職選挙法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附 則 （令和元年五月三一日政令第一五号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、令和元年六月一日から施行する。

（適用区分）

第二条 この政令による改正後の公職選挙法施行令の規定、次条の規定による改正後の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の規定、附則第四条の規定による改正後の最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第二百二十二号）第十二条第一項及び第二十五条の規定、附則第五条の規定による改正後の漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第二十一条第二項及び第二十三条の規定、附則第六条の規定による改正後の市町村の合併の特例に関する法律施行令（平成十七年政令第五十五号）第十九条から第二十二條までの規定並びに附則第七条の規定による改正後の大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令（平成二十五年政令第四十二号）第五条から第八条までの規定は、この政令の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙、投票又は審査について適用し、この政令の施行の日以前までにその期日を公示され又は告示された選挙、投票又は審査については、なお従前の例による。

附 則 （令和元年二月一三日政令第一八三号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）の施行の日（令和元年十二月十六日）から施行する。

附 則 （令和五年二月一〇日政令第三三三号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律の施行の日（令和五年二月十七日）から施行する。